

平成29年 No.2

○東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程

改正理由

教職大学院の目的を明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年1月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 1月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第2号

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部改正について

改正理由：教職大学院の目的を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践創成専攻）（以下「教職大学院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則，東京学芸大学大学院教育学研究科規程，東京学芸大学大学院教育学研究科運営規程その他の関係規程等に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。</p> <p><u>（教職大学院の目的）</u></p> <p><u>第1条の2 教職大学院は，現代的教育課題に対する学校全体の取組において中心的役割を果たし，教職員・保護者・地域の人々・専門家と協働して問題解決にあたるリーダー的存在としての教員（スクールリーダー）を養成することを目的とする。</u></p> <p>(講座)</p> <p>第2条 教職大学院に教育実践創成講座（以下「講座」という。）を置く。</p> <p>2 講座に主任を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成29年1月12日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践創成専攻）（以下「教職大学院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則，東京学芸大学大学院教育学研究科規程，東京学芸大学大学院教育学研究科運営規程その他の関係規程等に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。</p> <p>(講座)</p> <p>第2条 教職大学院に教育実践創成講座（以下「講座」という。）を置く。</p> <p>2 講座に主任を置く。</p> <p>〔省略〕</p>